

第5章 部門大会

(部門大会の開催)

第1条 各部門は部門大会を開催することができる。

2. 部門大会の開催および部門大会委員会の設置は、部門役員会が決定する。
3. 部門大会の開催場所および開催時期については、部門大会委員会が起案し、研究経営会議の調整を経て、部門役員会が決定する。

(名称)

第2条 部門大会は「平成 年電気学会 部門大会」とする。

(経理)

第3条 部門大会開催に関する収支は、各部門の特別会計とする。

2. 部門大会の収支予算および決算は、部門役員会の承認を必要とする。

(著作権の取扱い)

第4条 部門大会論文集等の著作権に関する基本的事項は、編修・規程3「著作権」による。

2. 当該部門大会が他団体と共催等の形で開催される場合は、関係団体と協議して著作権に関する取扱いを別途定める。
3. 当該部門大会での発表者に対する著作権の周知は、別に定める「部門大会投稿の手引き」による。